

太田市狭あい道路の整備に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、太田市狭あい道路の整備に関する要綱（平成22年太田市告示第138号。以下「要綱」という。）の施行に関し、円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(事務の所管)

第2条 要綱で定める事務を所管する課は、建築指導課とする。ただし、市に寄付された後退用地等の整備後（整備不要のものを含む。）の管理については道路整備課とする。

(台帳の整備)

第3条 市長は、要綱に規定する狭あい道路整備事業の実施に当たり、狭あい道路整備事業台帳（様式第1号）を整備するものとする。

(後退線)

第4条 要綱第2条第2号に規定する市長が整備の必要があると認めた道路の境界線となる線とは、すみ切り用地の部分又は寄附された後退用地の接続若しくは屈曲部の解消等のため法令により規定された後退距離以上に後退する部分であり、道路の中心線から水平距離2m後退するものにあつては後退用地等（すみ切り用地を除く。）を含め道路幅員が4m以上とならないようにしなければならない。

(支障物件)

第5条 要綱第2条第6号に規定する整備に支障となるおそれがあるものとは、建築物、建築設備（給水設備、排水設備、ガス設備、量水器、排水マス及び公共マス）、門柱、塀等、生垣、植栽、柵、土留め、看板及び街路灯その他これらに類するものであり、公共の用に供する電柱（電力及び通信）、標識及びカーブミラーを除く。

(後退杭等の仕様)

第6条 要綱第7条第3項の規定により支給される後退杭等の仕様は、別表で定めるとおりとする。

(支障物件の除却及び整備できないもの)

第7条 要綱第8条第6項に規定する行わないことができる支障物件の除却及び整備とは、次に掲げるものとする。

- (1) 周辺の土地又は建築物等に与える影響が大きい場合における支障物件の除却及び整備
- (2) 高さ1mを超える擁壁がある又は必要となる場合における支障物件の除却
- (3) 建築物及び建築設備（給水設備、排水設備、ガス設備、量水器、排水マス及び公共マス）の除却
- (4) 共有されているブロック塀等の部分の除却
- (5) 街路灯の除却

(6) 既に整備が済んでいる場所の整備

(取下げによる書類返却)

第8条 市長は、要綱第9条に規定する取下げ届を受理した場合は狭あい道路整備事前協議書又は狭あい道路整備事前協議内容変更申請書を建築主等に返却するものとする。

(適用除外)

第9条 要綱第11条第2号でいう「自己の居住の用に供するもの等」とは、次の基準を参考に諸要因を勘案して総合的に判断するものとする。

(1) 個人住宅

(2) 長屋及び共同住宅

(3) 登記事項証明書の地目が「宅地」であるもの

2 要綱第11条第3号でいう「一体的に整備される敷地」とは、位置指定道路と一体的に整備される後退用地等をいい、位置指定道路から離れている後退用地等を除く

3 要綱第11条第4号でいう「土地又は土地建物の販売を目的とする敷地」とは、次の基準を参考に諸要因を勘案して総合的に判断するものとする。

(1) 建築行為をしようとする者が個人でなく事業者であるもの

(2) 土地の所有者が個人ではなく事業者（売買契約されたものを除く。）であるもの

(3) 分譲目的であるもの

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の太田市狭あい道路の整備に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定（第10条を除く。）によりなされた決定、手続その他の行為は、改正後の太田市狭あい道路の整備に関する要綱の相当規定によりなされたものとする。よって、改正前の太田市狭あい道路の整備に関する実施要領（以下「改正前の要領」という。）により処理された事務も同様に扱う。

3 この告示の施行の日の前日までに提出された狭あい道路事前協議書による協議の結果、後退用地等を市に寄附することで合意した場合の平成23年3月31日までに通知された狭あい道路整備報奨金交付通知書に係る報奨金の交付については、なお従前の例による。

4 この告示の施行の日の前日までに交付された報奨金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる報奨金については、改正前の要綱第14条並びに改正前の要領第

10条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の太田市狭あい道路の整備に関する実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に太田市狭あい道路の整備に関する要綱（平成19年太田市告示第138号）第3条第2項の規定により提出される狭あい道路整備事前協議書に係る狭あい道路の整備について適用し、太田市狭あい道路の整備に関する要綱の一部を改正する要綱（平成31年太田市告示第 号。以下この項において「平成31年改正要綱」という。）附則第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成31年改正要綱による改正前の太田市狭あい道路の整備に関する要綱第3条第2項の規定により提出された狭あい道路整備事前協議書に係る狭あい道路の整備については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年10月1日から施行する。